3

啓

に発

は、自

突きも

数

Þ

重要なり自己なり

4

解消又を実践

は

れと

るで

あ

 σ

3

日後の実践報告を

職

の Q &

支払け い働 1 者由 方か日 にに はせ4 どて、間 る の間 では雇 かしい 者 のにめ6休あ

いう意味では、生きなは、さしたる重要性は

生きる

を

解決

てっこ

ッと

にし

しな

楽れの

悩 Lとがで いるがあ

であ

かと

き

る

に

るこ

で

あ

克服

てとも

こった こった な、 たな

か、ということかもしれ人間関係で悩むことなの

くか人

そ

いり

0

せは、の3 休手労 344. ゜そ のがを 一支払-の金 日 Iについ 対 払 わ が 5 わ 号 額 平 なけ を賃 とさ 業金 十均賃金の はなら はならの 手の れな てら 1と0まいのまじられ て分 合 支のか の 0 昭昭 昭〇扱と分和分い定の 払 6 ら、 わ 0 なに現 け満実76つて0業れたに・0いい以期 ばな労8以てま上間 ない働・上

動物である 人は、 ま とはほかの

れる

数千年前のもしれない。如何に

かって、かて

·に は、 で で

の遠

な題

言の

あだ。

葉が

し ても

ら

1)

た

る

領

知

断

とを考え

ら

れ

な

か、を考の福音では、-

る。きょ

れ分

手のなた当れは手ら分そま合た基金当「らとのた「当、のうせは分収額 額額平をでする 6 ばえ額額平を る 上正賃払日回式金うに 以時現回式金 上間実分分に っにの義つ54 て平6務い%時 −均賃金! 0はて分間%あはの労 以り6 賃働 合に 金 額 上ま 0 の を ᄂᡠ % は ですので、 ですので、 が支払われる が支払われる が支払われる が 2 り で 現んまる働実、すわし 《上》 ・ たと ・ たと ・ で 実 のに休のけた 休支業でで3

部休業の 場合 の休業手当の支払 い İ つ

契約で

る時

し休用

よ業し

?たる

場 合

の員

休 を 業 3

時

業手

当

` 4

のと

王ん

や①

(はり人間関!)人間関係、(

係②

(お

公金

٤ 3

J も ど ま

も (病

で気

ありに

それれ

)源泉は、

あることが

多

とて

悩

みが

て

の弁護

4ナーズ法律事務所長

長時間労働の是正な ど「働き方改革」の 議論が進む中、今年 度の新入社員につき の残業時間に対する 認識を聞いたとこ ろ、男性の約6割、 女性の約8割(全体 で約7割)が「30 時間以上の残業は許

社会保険労務士法人•行政書士事務所

〒104-0032東京都中央区八丁堀1-3-2佐藤ビル5F

E-mail info@officesup.com URL http://www.officesup.com

TEL 03-6280-3925 FAX 03-6280-3926

オフィス・サポートNEWS

容できない」と回答 した(詳細は円グラ フ参照)。

2. 同様の傾向は、 公益財団法人日本生

2017年新入社員にとって、電通過労自死事件が与えた心

産性本部の調査でも示されている。ここは毎年3月、4 月、6~7月、12月の年4回新入社員の意識調査を発表し ている。2017年の新入社員の意識調査では、「残業が少な く、自分の時間を持てる職場がよい」と回答した新入社員 が74%の高水準に達している。12月発表の2016年入社の新 入社員の秋の意識調査では「残業が少なく、平日でも自分 の時間が持て、趣味などに時間が使える職場が良い」が 86.3%と過去最高を更新している。

第100号 2017年6月

発行責任者 鎌田勝典·見付季代子

■月の残業「30時間以上は許容できない」 (2017年度新入計員)

1. 学校法人産業能率大学が、今年の新入社員(131社、 519人。男性356人、女性163人)の働く意欲や新社会人と しての意識、将来の目標などに関するアンケートを実施し その結果を発表した。

【1か月の残業時間の許容範囲】



昨年6月発表の2016年新入社員対象の働く目的の調査で は、「楽しい生活をしたい」が増加(37.0%→41.7%) し、過去最高を更新している。逆に、「自分の能力をため す」は過去最低を更新(13.4%→12.4%)、「社会のため に役立ちたい」も3.2ポイント低下している(12.5%→ 9.3%)。「人並み以上に働きたいか」の設問では、「人並 みで十分」がさらに増加(53.5%→58.3%)して過去最高 を更新し、「人並み以上に働きたい」(38.8%→34.2%) を24.1ポイント上回り、両者の差も過去最大となった。

3. 「2017年マイナビ新入社員意識調査」では、「プライ ベートを優先したい」が過去最高の62.4%。調査を開始し た2011年から19.3ポイント増加し、個人の生活を重視する 傾向がより一層顕著になっている。

理的影響は大きいと思われる。「働き方」改革キャンペー ンの影響もあり、各企業も従来以上にこうした意識状況を 踏まえる必要がありそうだ。

りつりつつ 今月号紹介 りつりつりつ

- トピックス 「民事上の個別労働紛争すべての指標で「い じめ・嫌がらせ」がトップ」
- 3面 労使トラブル110番 「出向と派遣の違いをどう証明するか」
- 『失敗しない就業規則の作成・改定のポイント』 社会保険労務士・森慎一先生の連載
- 新シリーズ 会社を強くする『経営の切り口』 経営コンサルタント・野澤周永先生の連載

- 6面 『司法書士の業務つれづれ帳』 司法書士・飯田茂幸先生の連載 『JAZZでほっと一息』 ジャズ愛好家・小柳忠章さんの連載
 - 「発達障害の初診日は20歳前が妥当か?」
- 職場のQ&A

「一部休業の場合の休業手当の支払いについて」 『となりの弁護士』弁護士・原和良先生の連載

ある ということは、 生きているということだ」

- 中に ・ であろう。 ・ である。 ・ で。 ・ である。 ・ で。 ・ で。 ・ である。 ・ である。 ・ である。 ・ である。 ・ である。 ・ でる。 ・ でる。 ・ で。 ・ でる。 ・ で。 ・ (き詰めご) 最の 高大めご で表されているとを つせあや俯悩 るは瞰み もアり 7 日分に帰ってある。これの前に、目の前に、 間み関る 係こ でとい る分のいに人 てく、はる 特効思 あの は、る他 る。相 要性 薬者 はの域、 す岩 ある を 苦が 百理 し自 の範識 0 々す い分の自 ときこりに何を記している。 であって 感じ 仕 事 る 欲スを うかか の弁護 か判ら 他者目に共通す はおとし その を も 口線を大事か、そこ とない とないご る 世 特 のや 効 つ ににで欲 すフあし 述 る \mathcal{O} る る て る マ ٢ タ きカ
- げた るら すれゲ れか な日 た間の 同出ン ご会 よつを ん 人 全 え え て 6 待遇 ををれ るの よ世 うで 大他
- □編集後記──オフィス・サポートNEWSは本号で100号となりま した。前身の「K&Kニュース」を含めると通巻170号になり ます。その記事・論稿は、およそ1,600本を越えます。ひとえ にみなさまのご愛顧のおかげです。心より感謝いたします。丁

度来月からは編集子が交代いたします。7月号からは新しいレ イアウトをもって臨む予定です。引き続きご愛読の程よろしく お願いいたします。編集とは、文字通り集めること、まとめる こと。WEB時代に応える改変になればと願っています。(N)

オフィス・サポートNEWS



■民事上の個別労働紛争すべての指標で「いじめ・嫌がらせ」がトップ

~「平成28年度個別労働紛争解決制度の施行状況」のまとめ~

厚生労働省は、6月16日、「平成28年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を発表しました。それによ ると、民事上の個別労働紛争の、「相談件数」、「助言・指導の申出件数」、「あっせんの申請件数」の全 てで、「いじめ・嫌がらせ」がトップとなりました。

【9年連続100万件を超える総合労働相談】

総合労働相談とは、都道府県労働局、各労働基準監督署内、駅近隣の建物など全国380か所(平成29年4 月1日現在)に設置された総合労働相談コーナーに寄せられた労働相談。それが平成28年度は113万741 件、9年連続で100万件を超え、高止まりしています。

≪総合労働相談の内訳≫

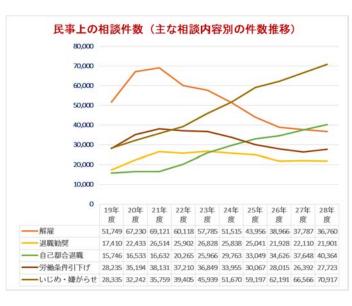
- ○法制度の問い合わせ:71万9,333件
- ○労働基準法等の違反の疑いがあるもの:20万7.825件(監督署・安定所等に取り次ぎ)
- 〇民事上の個別労働紛争相談件数:25万5.460件(※)
- うち、・労働局長による助言・指導の申出件数:8,976件
 - ・紛争調整委員会によるあっせんの申請件数:5,123件

(X)

- *「民事上の個別労働紛争」とは、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主 との間の紛争のこと(労働基準法等の違反に係るものを除く)。
- *「助言・指導」とは、民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の 方向を示すことにより、紛争当事者の自主的解決を促進する制度。「助言」は、当事者の和解を促進するよ う口頭又は文書で行う。「指導」は、当事者のいずれかに問題がある場合に問題点を指摘し、解決の方向性 を文書で示す。
- *「あっせん」とは、都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員(弁護士や大学教授 など労働問題の専門家)が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制 度。

【民事上の個別労働紛争の全指標で「いじめ・嫌がらせ」がトップ】

グラフは過去10年間の民事上の個別労働紛争の主な相談内容の件数の推移です。平成24年度以降5年 間、「いじめ・嫌がらせ」が「解雇」を上回ってトップとなっています。平成28年度は「いじめ・嫌がら せ」が70.917件(22.8%)、「解雇」が36.760件(11.8%)と、解雇の倍近い紛争件数です。(なお、平 成28年の労働関係民事通常訴訟事件の新受件数は3.392件、労働審判事件の新受件数は3.414件。これらは 解雇事件の占める比率が高いと思われます)



相談内容だけでなく、助言・指導の申出でも2,206 件(申出件数全体の22.3%)で4年連続トップ、あっ せん申請件数でも1.643件(申請件数全体の29.0%)で 3年連続トップです。

今日の労働紛争は集団労使紛争から個別労働紛争が 中心の時代になってきました。その中でもハラスメン ト問題が中心テーマになってきていることがわかりま

また、この数年、「自己都合退職」の占める比率が高 くなってきていることにも注目する必要があります (グラフ参照)。人手不足の中で、会社を辞めたいと 希望しても辞めさせてもらえないというケースが増え ているようです。

オフィス・サポートNEWS





特定社会保険労務士 鎌田勝典

■発達障害の初診日は20歳前が妥当か?

発達障害(自閉症スペクトラム症)で初めて病院に行った日(初診日)は就職してからなのですが、共済 組合連合会(公務員)から「初診日前から症状のある先天性の傷病と考えられることから支給対象の障害に 該当しない」「障害基礎年金を別途日本年金機構へご請求ください」との通知とともに返却されました。あきらめ



【平成23年6月30日通達(厚生労働省年金局長 による年発0630第1号)で発達障害の扱いが変 わった

上記通達では「発達障害とは、自閉症、アスペル ガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意 欠陥多動性障害その他、これに類する脳機能の障害で あってその症状が通常低年齢において発現するものを いう。」と定義たうえで、「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」が改正され、発達障害も障害年金の対 象とされました。各等級は、次のように例示されてい ます。

障害の	障害の状態		
程度			
1級	発達障害があり、社会性やコミュニケー ション能力が欠如しており、かつ、著しく 不適応な行動がみられるため、日常生活へ の適応が困難で常時援助を必要とするもの		
2級	発達障害があり、社会性やコミュニケー ション能力が乏しく、かつ、不適応な行動 がみられるため、日常生活への適応にあ たって援助が必要なもの		
3級	発達障害があり、社会性やコミュニケー ション能力が不十分で、かつ、社会行動に 問題がみられるため、労働が著しい制限を 受けるもの		

【初診日をどう扱うか】

発達障害の初診日をいつにするかで、障害基礎年金 のみの支給対象とするのか、「障害基礎年金+障害厚 生年金(障害共済年金)」の支給対象とするのかが決 まります。その結果、支給額も大きく変わってきま す。従来は症状が低年齢に発現することから20歳前障 害として扱い障害基礎年金のみを支給するとされてき たのですが、この通達では「発達障害は、通常低年齢 で発症する疾患であるが、知的障害を伴わない者が発 達障害の症状により、初めて受診した日が20歳以降で あった場合は、当該受診日を初診日とする」とされま した。

この背景には、その直前に行われたASD(自閉症ス ペクトラム症)に関する社会保険審査会の採決例(平 成23年国第579号)があります。採決例では、「広汎 性発達障害と診断される症例は…初診日の取扱いにお いて、先天性の障害を理由に20歳前に初診日があった ものとされている知的障害(精神遅滞)の場合とは異 なり、幼少時からある程度の臨床症状を呈することが あっても、多くの症例では20歳前後の時期において、 人間関係の樹立等社会生活上の具体的な障害が発現 し、顕著になってくるとされていることからすれば、 当該傷病は医学的に先天的要因によるものとされてい る面があるにしても…知的障害と全く同列に扱うのは 相当とはいえず…具体的な臨床症状あるいは自覚症状 が発現し、それが日常生活や社会生活を営む上で障害 となり、そのため医師あるいは医療機関を受診した時 点をもって、それに係る初診日とするのを相当という べきである」としました。

【日常生活能力で判断】

発達障害の方が就労している場合は障害年金をもら えないのではという誤解があります。一般的にも障害 者雇用の推進がうたわれていて、様々な援助のもとで 就労している障害者は少なくありません。発達障害の 場合についても、就労一般を障害認定判断の否定的材 料と扱うのではありません。同通達では、「労働に従 事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上 したものと捉えず、現に労働に従事している者につい ては、その療養状況を考慮するとともに、仕事の種 類、内容、就労状況、仕事で受けている援助の内容、 他の従業員との意思疎通の状況等を十分確認したうえ で日常生活能力を判断すること。」としています。

※ご相談のあった方については、共済組合連合会の見 解の誤りを指摘し、書類を再提出し、結果的に「障害 共済年金1級+障害基礎年金1級」の支給が決定され

司法書士の業務つれづれ帳 第13回

URL: http://shirokane-legal.com/

司法書士事務所 リーガルオフィス白金 代表司法書士 飯田 茂幸

「知らないリスクと知られる努力」

司法書士は会社法も専門としているが、世間ではあまり知られ ていないようだ。先日、妻と雑談をしているとき、話の流れで妻 が私に株式会社と有限会社の違いの説明をし始めた。妻は法律は 専門外なので、釈迦に説法だが、司法書士のCMは「過払い金」 ばっかりだし、私も相続や成年後見の話が多いので仕方ない。

会社法は読んで字の如く「会社」の「法」だが、株式会社に関 する組織、役員、株式、会計等の運営上の規則が定められた法律 である。会社が関わる取引関係(契約や債権回収)については主 に民法やその特別法が扱う。設立、定款の変更、役員の変更、増 資、合併、解散等は登記手続が伴い、司法書士は定款や株主総会 議事録の作成や登記手続の代理人として関わる。

この登記には期限がある。例えば今日株主総会で取締役が選任 されたら、今日から2週間以内に登記申請をする必要がある。た だ、実務をやっている者の実感としてこの期限はほとんど守られ ていない。期限が守られていないどころか、そもそも株主総会が 開催されていない。特に同族会社の中小企業においては。

同族会社が無い無い尽くしになってしまうのも理由がある。2 週間の期限を超えると過料という罰金があるが(会社法第976 条)、必ず科される訳ではない。おそらく期限を超えても過料が科 されていない会社が殆んどと思われる。過料の上限は100万円 だが、科された会社からのヒアリング結果は数万円が殆んどであ

る。株主総会にしても、同族会社では開催しなくても通常文句を 言う株主はいない。

ただしリスクが無い訳でもない。登記を全くしないで12年間 が経過すると休眠会社として強制的に「解散」の登記がされる恐 れがある。事前に法務局から通知があるが、例えば本社を移転し てその登記をしていないと法務局は移転先がわからないので通知 は手元には届かない。解散の登記がされても3年以内であれば復 活できるが、それにも気づかないで会社が無くなってしまった、 という相談が最近割とある。

株主総会を開催していないことも、親族間にトラブルが起きた 時に株主代表訴訟(会社法第847条)という形でリスクとなるこ とがある。オーナー社長が亡くなりその子供達が母親に相談しな いで会社から死亡退職金を受け取ったケースで、母親が株主代表 訴訟を起し子供達が敗訴した事例がある。子供達は株式の3分の 2を持ち、いずれも会社の取締役であったが、株主総会の決議を 経ずに死亡退職金を受け取ったため敗訴した(死亡退職金の支給は 株主総会の決議事項)。

経営者は、知らなかったでは済まされないことが結構あるので 大変だが、司法書士も経営者が知らなかったで困らないように、 我々が会社法の専門家であることを知られる努力が必要なのかも しれない。



アドバンスト・ソフト 小柳忠章

「Embraseable You 抱きしめたくなる君(勝手につけた邦題)」

ガーシュイン兄弟の曲です。1928年にEast Is Westとい う未発表のオペレッタ用に作曲されましたが、1930年ブ ロードウェイ・ミュージカル「Girl Crazy」で使われまし た。とても美しいメロディですので、多くのアーティス トが演奏しています。ビリー・ホリデイやドリス・デイ といった女性ヴォーカリスト、ナット・キング・コール やフランク・シナトラ、ロッド・スチュワートなどの男 件ヴォーカリスト、最近の録音ではステイシー・ケント でしょうか。インストものではクリフォード・ブラウ ン、チェット・ベイカー、ウィントン・マルサリス、大 御所のチャーリー・パーカーも演奏しています。メロ ディがあまりにも美しいので、どんな歌なのか男性 ヴォーカル用の歌詞を訳してみました。

抱きしめて 抱きしめたいほど愛しい貴女 抱きしめて 君、かけがえのない貴女

君を見つめていると 心臓は、私の中で酔ってしまう ああ、あなただけ 放浪の旅に連れ出して

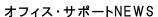
すべてを愛している 君の沢山の魅力 すべてだけど

私の腕を君に巻き付けたい

赤ん坊のように私を困らせないで パパのところへおいで、パパのところに 抱きしめたいほど愛しい貴女

女性ヴォーカルは「パパのところへ」が「ママのとこ ろへ」に替わるようです。愛する人をベイビーと呼びま すから「パパのところへおいで」となるのですね。歌詞 のない楽譜を見て楽器を演奏していると、ここはどんな ニュアンスなのかなと戸惑う時があります。まさに「パ パのところへ」の部分がそうでした。同じ音で8分音符が 8つ小節をまたいで存在します。歌詞を見るとcome to Papa, come to Papaと繰り返しているので音符が4つずつ のフレーズであることが分かりました。冷えたビールを 飲みながらこんな甘ったるい曲を聴くのも良いもので す。

歌詞を訳しながら考えついたことがあります。embrase をeraseに、embraseableをerasableに置き換えると「消し て、消えてほしい人」となるかな?品格のない政治家が 次から次へと現れる。権力を振り回せるだけ振り回し、 あったことも無かったことにする。でもね、過去の出来 事を消し去る事のできる消しゴムはないのです。黒塗り ならできるかな。不都合な真実はここですと言っている ようなものだけど。





労使トラブル110番

労働相談メール roudou@officesup.com

■出向と派遣の違いをどう証明するか

医療法人です。当法人では、関連法人に医師、歯科技工士等を2年程度出向させているのですが、行政官 **庁から「出向ならばいいのですが、人材派遣、さらにはそこで禁止されている医師等の派遣、また労働者供給事** 業にあたるようであれば、直ちに解消してください」「この点を管轄の労働基準監督署から確認を得て回答して ください」との指導がありました。どのように説明すればいいのでしょうか。

【出向と派遣との違いは何か】

出向も派遣も、雇用している労働者を「他人 の指揮命令を受け、他人のために労働に従事させる」 という点では違いはありません。何が違うのでしょう か。

出向は、出向元の従業員の地位を保持したまま、出 向先の従業員にもなることです。「元」と「先」の両 方との二重の雇用関係が生じるということです。従業 員への就業規則の適用も、従業員の地位に係る規定、 例えば定年、退職金などの規定は出向元の就業規則を 適用します。一方、労働時間、休日、休暇など日常的 な労働条件にかかわる部分は出向先の就業規則に従い ます。

これに対して派遣は、派遣元との雇用関係のみで、 派遣先との雇用契約が締結されるわけではありませ ん。「労働者を他人に雇用させることを約してするも のを含まない」(派遣法2条1号)と法律上明記して いるのは、派遣と労働者供給事業とを区別する規定で す。行政官庁が派遣法に該当しないかを特に気にして いるのは、派遣法において労働者派遣事業を行うこと ができない禁止業務の一つに「病院等における医療関 係の業務」(医師、薬剤師、看護師、栄養士、診療放 射線技師、歯科技工士、歯科衛生士等)があることに よるものと思われます。

【出向命令権の根拠~就業規則等の規定】

労働基準監督署からの確認を得るためには、いくつ かの根拠となる文書が必要でしょう。第一に、出向命 令権の根拠となる規程等についてです。

一般に、配転と違って出向は、労務提供の相手企業 が変更されるわけですから、就業規則・労働協約でな るべく具体的に規定しておくべきでしょう。就業規則 の付属規程として出向規程を設けるというやり方もあ ります。そこでは、どういう目的で、どういう場合 に、どういう企業に、どれぐらいの期間(原則的な期 間)出向させるのかなどを規定し、採用の際にも労働 者の同意を得るなどしておいた方がよいと思います。

【労働条件の処理に関する定め〜出向契約書】

第二に、出向契約書です。出向契約書は、通常、出 向元と出向先との間で取り交わす基本契約書と、出向 元と従業員との間で取り交わす出向契約書とがありま す(出向先と従業員との間で取り交わす契約書がある 場合もあります)。それらで確認しておくべき事項と 留意点を記しておきます。

(1) 主な契約事項

- 出向元での従業員としての地位を有したまま、 出向先に出向すること及び出向先で従事する業務
- ② 出向期間(出向期間の延長・短縮がある場合の 取り決め。3年または5年以内程度)
- (出向元への)復職命令に従う義務
- ④ 出向期間中の取扱い(出向元で休職扱いとする こと、出向期間を出向元における在職期間に通算 することなど)
- ⑤ 出向期間中の労働条件
- ○賃金の支払いを誰が行うか
- ○就業規則の適用関係(出向元の規定を適用する 部分と出向先の規定を適用する部分)
- ○賃金の不足額(出向元の賃金に達しない場合)
- の補償に関する事項

(2) 就業規則の適用に関する一般的考え方

一般的には、労務提供を前提としない部分について は出向元、労務提供を前提とする部分については出向 先という考え方をとります。

〇労働契約=出向元

- ○賃金=支払担当者(①出向先が支払い、出向元が 差額を補償する形態、②出向元が支払い、 出向先が自己の負担額を出向元に支払う形 態の2つが代表的)
- ○労働時間·休憩·休日·有給休暇=出向先
- 〇安全・衛生=出向先
- 〇災害補償=出向先
- ○解雇=出向元(出向契約を解除し、復帰させたう えで、出向元で解雇する)
- ○定年・退職金=出向元

以上の点を踏まえて、労働基準監督署には、就業規 則(又は労働協約)、雇用契約書、出向契約書などを 持参し、説明してください。

Page 4 オフィス・サポートNEWS



失敗しない就業規則の作成・改定のポイント(4)

MORI社会保険労務士・行政書士事務所 代表 森 慎一(http://office-mori.biz/)



第14回:1か月単位の変形労働時間制 (1月変形)

先日、佐川急便が、運転手の確保のために一部の都 県で週休3日制の正社員を募集することが話題となり ました。報道によれば、この正社員は、1月変形を適 用し、1日の平均所定労働時間を10時間、週4日勤 務の「フルタイム」で、給与水準は週休2日制の正社 員と同等とされています。これは、働きやすい職場づ くりの一環といえますが、今後、1月変形をその手段 として活用する例が増えることも考えられます。そこ で、今回は1月変形を取り上げることにしましょう。

1. 1月変形と就業規則の定め

1月変形とは、1か月以内の一定期間(変形期間)の中で、労働時間が1週平均40時間¹⁾ 以内であれば、1日8時間、1週40時間を超えて労働させることができる制度です(労基法の休日規制は当然ある)。「週平均40時間」は、「40÷7×変形期間の暦日数」の式で求められる上限時間の範囲で勤務時間を割り振ると言った方が理解しやすいでしょう。たとえば、変形期間が1か月の場合は、上限時間は次のようになります。

28日	29日	30日	31日
160H	165.7H	171.4H	177.1H

1月変形により、前述の佐川のような勤務や、逆に 1日の所定労働時間を7時間半にする代わりに隔週土 曜日を半日勤務(土曜勤務の週は40時間を超える) とすることができます。1月年変形を導入するために は、就業規則等²⁾にその旨と週平均40時間以内とす ることを定めた上で、次にあげる規定を設けましょ う。

① 変形期間とその起算日

1月変形では、1か月以内の変形期間と、その起算日を就業規則に定めなければなりません。変形期間は1か月以内の期間であればよいわけですが、給与計算期間に合わせて1か月とすることが多く、この場合には「起算日は毎月1日とする。」といった定めをします。

② 労働日、労働時間の特定

1月変形では、変形期間の各日、各週の労働時間を 定める必要があります。この定めは具体的であること が求められます。つまり、「1日の所定労働時間は8 時間とする」といった規定では不十分で、始業・終業 時刻、休憩時間も特定しなければなりません。裁判例 では、労働時間の特定の要件を満たさないために1月変形の適用が否定されるものも見られるため³⁾、ここは肝心です。

しかし、シフト勤務のように、人によって勤務時間が異なるため、就業規則での特定が困難な場合があります。行政解釈では、勤務ダイヤによる場合について、i)各勤務の始業・終業時刻、ii)各勤務の組み合わせの考え方、iii)勤務割表の作成手続き・周知方法を定め、それに従って労働時間を特定することで足るとされていますので⁴⁾、シフト勤務の場合もこのような考え方に則って、各日の労働時間を特定する必要があります。

ところで、勤務シフトを作成後に、従業員の欠勤等によりシフトの変更が必要になることがあります。この場合、就業規則上の根拠が必要となりますが、裁判例には、予測可能な程度に変更事由が限定的事由を具体的に定められていることを求めるもの5)がありますので、「他の従業員の欠勤等により必要な場合」等の事由とその手続きについて定めておくようにします。

③ 対象労働者の範囲

1月変形を特定の職種に限定して適用する場合には、その範囲を就業規則に規定します。

2. 人手不足と1月変形の活用

冒頭の佐川のほかにも、ユニクロが週休3日制とする地域正社員の制度を導入しています。ユニクロの制度で特徴的なのは、休日の3日は平日で、店がにぎわう土日は勤務日となることです。つまり、単に人集めだけでなく、混雑時の人手の確保という目的がありました。

人手不足が深刻化する現在、稼げる時間にしっかりマンパワーを投入するために、今後勤務シフトの見直しが進むと思われます(ビッグデータの活用もその一助になるでしょう。)。そのときに、1月変形を活用することが役に立つ場合が今後出てくると思われます。

- 1) 常時10人未満の労働者を使用する商業、接客業等では、 44時間となる特例が1月変形でも適用される(労基則25条 の2)。
- 2) 就業規則のほかにも労使協定によることもできるが、結局 始業・終業時刻等を就業規則に定める必要がある。なお、労 使協定による場合は有効期間の定めを要する(労基則12条の 2の2)。
- 3) たとえばH27.12.24東京高判「富士運輸事件」
- 4) S63.3.14基発150
- 5) H12.4.27東京地判「JR東日本事件」

オフィス・サポートNEWS



新シリーズ 会社を強くする『経営の切り口』

http://www.vcon.jp



Page 5

経営コンサルタント 野澤 周永 (株式会社 V コンサル)

第50回「改善・改革はトライアルから」

【これまでのやり方・習慣にとらわれない】

人間は、これまでやってきた習慣ややり方を変える ことには抵抗感を持ちます。習慣ややり方を変えるこ とに抵抗感がないのは、「今のままではいけない」と いう問題意識を持っている人たちであり、その意識が 弱い人たちは、改善・改革(=習慣ややり方の変更) を嫌います。なぜでしょうか?今のままが一番ストレ スなく、楽だからです。問題意識の高い、即ち「もっ と良くなる。もっと改善が必要だ!」と考える経営者 は経営や業務の改革を志向します。そうでない場合、 例えば「かつての成功体験が今日をもたらした、だか らやってきたことは間違いがない」と思い込んでいる 経営者や無難に同じやり方をくりかえすことでストレ スを感じずに業務を行っている管理職や社員は、改 善・改革に負担感を持つのが普通です。もちろん意識 の高い管理職や社員も少なからずいますので、そう いった人達は、問題意識の高い経営者に共感して、面 倒な改革にも身を投じる覚悟を持ちます。ではどうし たら、多くの管理職や社員が改革への取組を決意し、 腰を上げるでしょうか?その入り口が「トライアル」

例えば(実例ですが・・)、ある製造工場がありま す。大手製造メーカーの代理店をやっていて100人規模 の工場ですが、製造要領書や業務フローとして文書化 したものは一切なく、下のものは上のもののやり方を 盗み見て仕事を覚える、いわば、古き時代の「町工 場」的な製造体制でした。仕事を「経験・感・度胸」 で行ってきたために、どんな仕事の力量を持ち、どん な機械をどんな点検状況で使っているか。そして、受 入材料の品質をどの程度担保し、どんな手順で何を 持って、次の工程に移れるかのルールが全くありませ んでした。この状況で品質的に安定した製品を作れる でしょうか?それが困難であることは明らかです。で あれば、この仕事(加工や組立など)を行うのに必要 な人・もの・情報などの資源とその活用ノウハウ(い わば、「製造要領書」)をまとめることに意味があり ます。

【試しにやってみる】

次にこれらの必要な資源に関する情報をまとめる習 慣がない人たちに、どのようにしたら必要情報をまと める動機付けができるかが問題になります。ここで、 有効な手段になるのが、「トライアル」です。「トラ イアル」として、現場目線から皆で試しによってた かってまず一つの製造フローを考えて必要情報をまと めてみることです。ホワイトボードか模造紙にマス目 を切ります。そして、その工程関連の現場の製造担当 者たちに集まってもらいます。そして、製造の流れを 確認し、各工程(プロセス)に必要な人・モノ・情報 の内容とその必要なレベル(力量・整備状況・体系的 なドキュメントなど)を話し合ってみます。すると、 皆自分が普段の業務で行っていることなので、「この 工程では○○が必要です。」「いやいや、△△が抜け ているでしょう!」といった闊達な意見が出されるの が分かります。なぜでしょう?自分達が毎日取組み、 ミスが発生し、トラブル対応している事柄の話をまさ にしているからです。

改革・改善と言って構えると、がぜん敷居が高くなります。なぜなら、今やっていることがガラッと変わってしまうのではないかという大きなストレスを感じてしまう恐れがあるからです。それよりも、現場の目線で、「これやらないと、ミスが発生するよ。」「ここでこの技量がない人が仕事をやると、お客さんのクレームが来る。」といったリスク管理から、各工程(プロセス)でやらなければいけない事、注意すべき点などを洗い出す「トライアル」の実施は、皆がそ

改革・改善は、実際に現場で仕事を行っている人達 自身が抵抗を示す場合があります。しかし、自分の仕 事は自分が一番よくわかっているわけですから、自分 の仕事をミスやクレームなく行えることがわかる「ト ライアル」での要領書作成は、改革推進の確実な方法 となります。お試しあれ。

の気になって取り組む入り口です。